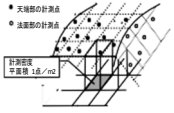
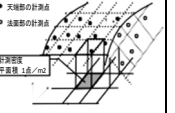
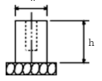
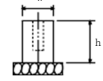
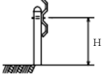
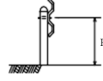
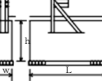
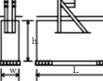
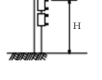
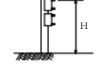
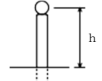
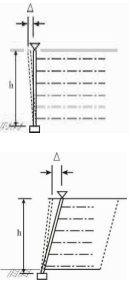
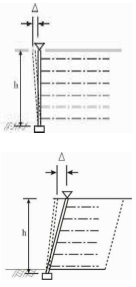
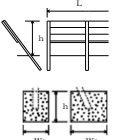
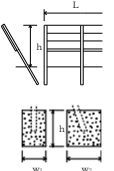


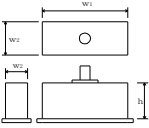
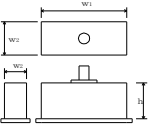
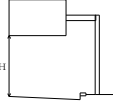
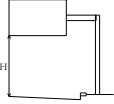
令和6年度版										令和7年度版										改定理由		
編	章	節	条	技 術	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技 術	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2 2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平地面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法測、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-2 	1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2 2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平地面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法測、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-2 	表記統一のため修正
					平 場	標高較差	±50	±150								平 場	標高較差	±50	±150			
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160								法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300								法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
1 共通 編	3 鋼 筋 ・ 鉄 筋 コ																					

令和6年度版										令和7年度版										改定理由													
単位:mm										単位:mm																							
編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所														
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT										
							高さh	-30										高さh	-30														
						ビーム取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所										ビーム取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。													
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8	ICT										
							高さh	-30										高さh	-30														
							延長L	-100										延長L	-100														
						ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所										ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。													
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	3	2																					

令和6年度版										令和7年度版										改定理由																						
単位：mm										単位：mm																																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要															
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) ※面管理の場合は測定値の平均													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) ※面管理の場合は測定値の平均																		
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下												中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下																	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石) 安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-13	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石) 安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の												

令和6年度版										令和7年度版										改定理由															
単位：mm										単位：mm																									
編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	測 定 箇 所	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	測 定 箇 所													
3	土木工事 共通編	2 共通の 工 種	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。			3-2-15-3	3	2 一般 施 工	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。			3-2-15-3	測値												
						高さ h	$h < 3m$	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									高さ h	$h < 3m$	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																
							$h \geq 3m$	-100											$h \geq 3m$	-100															
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内											鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内																
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上											控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上																
3	土木工事 共通編																																		

令和6年度版										令和7年度版										改定理由		
単位：m										単位：m												
編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6	ICT
						延長L	—200	1施工箇所毎														
						基礎	幅w ₁ 、w ₂	—30														
							高さh	—30														
								基礎1基毎														

令和6年度版										令和7年度版										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 幅	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	－30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT
						高さ h	－30										高さ h	－30				
10 道路 幅	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	10 道路 幅	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4	ICT

令和6年度版								令和7年度版								改定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、縦貫寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び 産地が変わった場合、 ただし、砂利の場合は、工事開始 前、工事中1回/月以上及び産地が変 わった場合。		○	1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砂石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、縦貫寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月 及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始 前、工事中1回/月以上及び産地が変 わった場合。		○
1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	粗骨材の圧縮強度試験	JIS A 4105	標準値より低いこと。低い値を含む圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び 産地が変わった場合。	低い値を含む、JIS A 4104「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	粗骨材の圧縮強度試験	JIS A 4105	標準値より低いこと。低い値を含む圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月 及び産地が変わった場合。	低い値を含む、JIS A 4104「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び 産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308(附属書)	上水道水及び上水道水以外の水の場 合：JIS A 5308(附属書) セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び 水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	1 セメント・コンクリート（配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを 使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308(附属書)	上水道水及び上水道水以外の水の場 合：JIS A 5308(附属書) セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は16			

令和6年度版								令和7年度版								認定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	（コンクリートの耐久性向上）仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、年後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数1回とすると）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・珪素鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	（コンクリートの耐久性向上）仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、年後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数1回とすると）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C 502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・珪素鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	JIS改正
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷前し時または、1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（φ7・3個、φ28・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷前し時または、 工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（φ7・3個、φ28・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（φ3）を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、面張工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	JIS改正
4 プレキャスト																	

令和6年度版								令和7年度版								改定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
15 転圧コン クリート	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディーミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場 合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明書 のみとすることができる。	○	15 転圧コン クリート	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディーミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場 合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明書 のみとすることができる。	○
15 転圧コン クリート	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディーミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場 合： 土木学会規準 JISC-E 1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明書 のみとすることができる。	○	15 転圧コン クリート	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディーミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場 合： 土木学会規準 JISC-E 1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回 以上の試験、またはレディーミク ストコンクリート工場の品質証明書 のみとすることができる。	○
21 補強土壁 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 （0.4倍）のいずれ かを実施する。	または、 「R1計器を用いた 壁土の締り締め管理 要領（案）」	次の密度への締り締めが可能な範囲の 含水比において、1管理単位の現場 乾密度の平均値が最大乾燥密度の 97%以上（締り締め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上 （締り締め試験（JIS A 1210）C・ D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単 位」）に分割して管理単位ごとに管理 を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの 施工面積を基準とする。管理単位の 面積は11,500㎡を標準とし、1日の施 工面積が2,000㎡以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割するも のとする。1管理単位あたりの測定点 数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていないも 、規格値を著しく下回っている										

令和6年度版								令和7年度版								改定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
22 吹付工	製造（フランド） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場 合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気含水率：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種中で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミクスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○	22 吹付工	製造（フランド） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリー トを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場 合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気含水率：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。	・小規模工種中で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミクスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年前と年後にま たがる場合は、年間に1回コンク リ ート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合 は、年後の試験を省略することができる。 （1試験の測定回数は回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種中で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミクスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。1工種当 りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、 50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に塩素を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」（JSCE-C 502-2018、503- 2018）または設計図書の規定によ り行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造 物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）		22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年前と年後にま たがる場合は、年間に1回コンク リ ート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合 は、年後の試験を省略することができる。 （1試験の測定回数は回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種中で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以	

令和6年度版 品質管理基準及び規格値（案）								令和7年度版 品質管理基準及び規格値（案）								認定理由	
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
23 現場吹付 法特工	製造（JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 ： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 ： コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：8%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種家で1工種当りの総使 用量が50㎡未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミキスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○	23 現場吹付 法特工	製造（JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 ： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 ： コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：8%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ 月	・小規模工種家で1工種当りの総使 用量が50㎡未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミキスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○
23 現場吹付 法特工	製造（JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 ： 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・小規模工種家で1工種当りの総使 用量が50㎡未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミキスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○	23 現場吹付 法特工	製造（JISマーク 表示されたレ ディミキストコ ンクリートを使用 する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 ： 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12ヵ 月	・小規模工種家で1工種当りの総使 用量が50㎡未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディミキスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋台、橋脚、 枕頭（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、擁壁工（高さ1m以上）、面 壁工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）	○
23 現場吹付 法特工	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A													

令和6年度版 品質管理基準及び規格値（案）									令和7年度版 品質管理基準及び規格値（案）									認定理由
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	
26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※（記録試験方法 （各種類）のいずれ かを実施する。）	または、 「[計器]を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」	「管理単位」の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積は、1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※（記録試験方法 （各種類）のいずれ かを実施する。）	または、 「[計器]を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」	「管理単位」の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積は、1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		図示
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※（記録試験方法 （各種類）のいずれ かを実施する。）	または、 「[計器]を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは192%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトワフィカリが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※（記録試験方法 （各種類）のいずれ かを実施する。）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは192%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトワフィカリが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		図示	
29 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A														

令和6年度版								令和7年度版								改定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
29 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 と 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	29 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 と 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏 差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率：10%以下 コンシステンシー（スランプ） の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。		○
29 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 合： 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	29 コンクリートダム	製造（プラント） （JISマーク表示 されたレディミ クストコンクリ ートを使用する場合 は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性 能試験	連続ミキサの場合 合： 土木学会規準 JSC-E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容 積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か 月。		○
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が年前と年後にまた がる場合は、事前に1回コンク リ ート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合 は、年後の試験を省略することができる。 （1回試験の測定回数3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工機密で1工機密りの総使 用量が50㎡未満の場合は1工機密回以 上の試験。またはレディミクスト コンクリート工場の品質証明書等の みとすることができる。1工機密当 りの総使用量が50㎡以上の場合は、 50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」（JSC-E-502-2018、500- 2018）または設計図書の規定により 行う。 ※小規模工機とは、以下の工種を 除く工種とする。（橋脚、橋脚、 杭類（場所打杭、井筒基礎等）、 橋梁上部工（桁、床版、高欄 等）、縦壁工（高さ1m以上）、面 取工、樋門、樋管、水門、水路 （内幅2.0m以上）、護岸、ダム及 び堰、トンネル、舗装、その他こ れらに類する工種及び特記仕様書 で指定された工種）		29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が年前と年後にまた がる場合は、事前に1回コンク リ ート打		

令和6年度版								令和7年度版								改定理由	
品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）									
工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認
30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度 の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定し た呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体 の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。 なお、テストピースは打設場所で採 取し、1回につき6個（ $\phi 7 \sim 3$ 個、 ϕ 28～3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、 骨材の最大粒径が30mm～25mmの 場合は175kg/㎡、40mmの場合は 165kg/㎡を基本とする。		30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度 の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定し た呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体 の試験値の平均値)	・荷卸し時または、 工場出荷時に連 継断から採取した材料 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。 なお、テストピースは打設場所で採 取し、1回につき6個（ $\phi 7 \sim 3$ 個、 ϕ 28～3個）とする。	JIS改正	
30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に主 たる場合は、午前1回コンク リ ート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JISCE-C 502-2018, 503- 2018) または設計図書の規定により 行う。		30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」仕様 書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に主 たる場合は、午前1回コンク リ ート打設前に行い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略することができ る。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	JIS規準改定	
30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JISCE-C 502-2018, 503- 2018) または設計図書の規定により 行う。		30 覆工コン クリート (NATO)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事 の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1 回、及び荷卸し時に品質変化が認め られた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験 方法」(JISCE-C 502-2023, 503- 2023) または設計図書の規定により 行う。	JIS規準改定
31 吹付けコ ンクリート (NATO)	材料	その他	練混ぜ水の水質試 験	上水道水及び上水 道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	船舶物質の量：2g/ℓ以下 溶解性無炭残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発												